

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：ユニティ株式会社

業者の住所：北海道札幌市中央区北6条西22丁目2番3号

2 指名停止措置期間：令和7年3月26日から
令和7年6月3日まで（10週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道防衛局管轄区域
（北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。））

4 事実概要

当該有資格者は、航空自衛隊第2航空団が発注した「空調機の設置」において、内容が管工事の種類に該当する建設工事であるにもかかわらず、管工事業の許可を有しない当該有資格者が契約金額6,666,000円で令和6年12月19日付けで契約締結したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年3月8日、北海道知事から監督処分（営業停止7日間）を受けた。

5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められるため。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第2第13号

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内